

# 政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

令和 3 年 2 月  
自治行政局選挙部政治資金課  
自治行政局選挙部政党助成室

## 1 趣旨・改正の概要

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向で検討を行うこととされたところ、政治資金規正法施行規則（昭和 5 0 年自治省令第 1 7 号）、政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 4 5 号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成 6 年自治省令第 4 6 号）により規定されている押印義務を廃止するため、政治団体の届出に係る代表者の押印欄を削除する等の改正を行う。

また、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 7 1 号）の成立に伴い、政党助成法施行規則の別記様式について、所要の改正を行う。

## 2 スケジュール

公布日：令和 3 年 2 月 1 日

施行日：公布の日

※ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の成立に伴う政党助成法施行規則の別記様式の改正部分については、令和 3 年 2 月 1 5 日施行とする。